

## 役員報酬等に関する支給の基準

公益社団法人 新潟県植物防疫協会の役員報酬等について以下により定める。

1 この基準において、役員とは理事及び監事を指す。

### 2 役員報酬

公益社団法人 新潟県植物防疫協会の役員報酬は無報酬とする。

### 3 役員退任慰労金

公益社団法人 新潟県植物防疫協会の役員が任期満了、辞任、死亡等によって退任した場合の退任慰労金の額については、次の基準とし、その範囲内で財源および在任中の功労を勘案して計算される額とする。

	在任期間 7年未満	在任期間 7年以上
会 長 理 事	15 万円	25 万円
副会長 理 事	5 万円	8 万円
理 事 監 事	2 万円	4 万円

注：在任年数については、社団法人新潟県植物防疫協会の役員に就任した日から通算する。

### 4 役員会議等への出席費用

役員が理事会、総会等に出席するために必要な費用は、新潟県農業共済組合連合会役員旅費支給規則に準じて支給する。

### 附則

この基準は、公益社団法人新潟県植物防疫協会の設立の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。